

## 第 3 章 審査関係

### 第3章 審査関係

#### 第1節 不当労働行為事件の審査

##### 1 不当労働行為事件の概要

###### (1) 概況

令和5年に扱った不当労働行為事件は、前年からの繰越し1件、新規申立て7件の計8件であり、そのうち1件は終結したため、翌年への繰越しは7件となった。また、物件提出命令の申立が1件あった。

###### (2) 申立事項

係属事件8件を申立事項別にみると、次のとおりである。

労組法第7条該当	内 容	件 数
1 号	不利益取扱い	4 件
2 号	団体交渉拒否	4 件
3 号	支配介入	5 件
4 号	報復的不利益取扱い	
	計	13 件

(注)1事件で複数項目にわたる申立てをしているものがあるため、係属事件数と申立事項別件数の合計は一致しないことがある。

###### (3) 申立人別・産業別・従業員規模別係属状況

(申立人別)

個人申立て	
当該組合申立て	8 件
個人・当該組合申立て	
当該組合・上部組合申立て	
計	8 件

(産業別)

放送業	1 件
道路旅客運送業	1 件
道路貨物運送業	3 件
運輸に付帯するサービス業	1 件
社会保険・社会福祉・介護事業	2 件
計	8 件

(従業員規模別)

29 人以下	
30 人～ 99 人	5 件
100 人～ 299 人	1 件
300 人～ 499 人	
500 人～ 999 人	
1,000 人以上	1 件
不明	1 件
計	8 件

###### (4) 処理状況

係属した8件のうち、1件が命令により終結した。

終結状況	終結件数	平均処理日数
取 下 げ		
無 関 与 和 解		
関 与 和 解		
命 令 ・ 決 定	1 件	291 日
計	1 件	291 日

2 「不当労働行為事件」取扱一覧表（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

(1/2)

番号	事件番号 事件名	組合 所在地	組合 員数	労組法 第7条 該当号	他組合の 有無	従 業 員 数	業 種	申 立 年 月 日	結 終 年 月 日	終 結 状 況	備 考
1	令和4年(不)第1号 令和5年(不)第2号	高崎市	88	1号 2号 3号	無	約35	社会保険・社会福祉・介護事業	4.11.15		係属中	
2	令和5年(不)第1号	高崎市	305	2号	有	1,428	運輸に付帯するサービス業	5.1.6	5.10.23 (291)	命令 (棄却)	
3	令和5年(不)第2号	高崎市	88	3号	無	約35	社会保険・社会福祉・介護事業	5.2.13		係属中	令和4年(不)第1号事件へ併合
4	令和5年(不)第3号 令和5年(不)第4号 令和5年(不)第5号 令和5年(物件)第1号	高崎市	95	1号 2号 3号	無	不明	道路貨物運送業	5.2.14		係属中	

※1 組合員数欄及び従業員数欄の人数は、申立書に記載されている人数又は結審時に両当事者に確認した人数である。

※2 終結年月日欄の（ ）内は、処理日数を表す。

(2/2)

番号	事件番号 事件名	組合 所在地	組合 員数	労働法 第7条 該当号	他組合の 有無	従 業 員 数	業 種	申立 年月日	結 年月日	終結状況	備考
5	令和5年(不)第4号	高崎市	86	1号 3号	無	90	道路貨物運送業	5.7.14		係属中	令和5年(不)第3号事件へ併合
6	令和5年(不)第5号	高崎市	86	1号	無	90	道路貨物運送業	5.7.30		係属中	令和5年(不)第3号事件へ併合
7	令和5年(不)第6号	前橋市	23	1号 2号 3号	無	52	放送業	5.10.18		係属中	
8	令和5年(不)第7号	高崎市	91	3号	有	150	道路旅客運送業	5.12.14		係属中	

※1 組合員数欄及び従業員数欄の人数は、申立書に記載されている人数又は結審時に両当事者に確認した人数である。

※2 終結年月日欄の( )内は、処理日数を表す。

### 3 審査の記録

#### (1) 令和4年(不)第1号・令和5年(不)第2号併合事件

##### 1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

##### 2 請求する救済の内容の要旨

###### (1) 令和4年(不)第1号事件

- ア 組合員Aの配置転換を撤回して、組合員Aを夜間勤務を伴う配置転換以前と同様の業務に従事させること。
- イ 組合員Aの配置転換をなかったものとして扱い、配置転換以前の平均賃金と配置転換以降の賃金の差額を支払うこと。
- ウ 対面方式を基本として、団体交渉に誠実に応じること。
- エ 陳謝・誓約文の掲示を行うこと。
- オ 当委員会への履行報告を行うこと。

###### (2) 令和5年(不)第2号事件

- ア 組合員Aあて交付した指導書を撤回すること。
- イ 組合員Aに対する組合差別・パワーハラスメントにより、組合員Aが適応障害を発症したことを謝罪し、休職中の収入の減額分について補償すること。
- ウ 陳謝・誓約文の掲示を行うこと。
- エ 当委員会への履行報告を行うこと。

##### 3 主張の要旨

###### (1) 申立人の主張

###### ア 令和4年(不)第1号事件

- (ア) 被申立人が組合員Aを配置転換したこと、組合員Aの夜間勤務の従事を禁止したこと等は、申立人が組合員Aの組合加入に対する不当労働行為意思から行ったものであり、労働組合法第7条第1号に該当する。
- (イ) 団体交渉に関する被申立人の対応は不誠実であり、労働組合法第7条第2号に該当する。

###### イ 令和5年(不)第2号事件

被申立人の次の行為は、労働組合法第7条第3号に該当する。

- (ア) 被申立人内設置委員会を利用したパワーハラスメント・組合弱体化
- (イ) 従業員及び利用者家族が閲覧する改善計画書に組合員Aを元職員と記載した行為
- (ウ) 組合員Aに差別的に指導書を交付した行為

(エ) 被申立人内会議において、組合員 A の診断書と休職届を回覧する等更なる責任追及をあおる行為

(オ) 組合員 B に対し、指導のため配置転換、パワーハラスメント及びいじめを企図していたこと。

(2) 被申立人の主張

ア 令和 4 年（不）第 1 号事件

いずれも認められない。

ただし、今後は対面形式を基本として団体交渉に応ずる用意がある。

イ 令和 5 年（不）第 2 号事件

いずれも認められない。

#### 4 審査の経過

5. 1. 27 第 1 回委員調査

3. 2 第 2 回委員調査

4. 18 第 3 回委員調査（令和 5 年（不）第 2 号事件を併合決定）

5. 29 第 4 回委員調査

7. 3 第 5 回委員調査

8. 21 第 6 回委員調査（審査計画書策定）

9. 25 第 1 回審問

11. 28 第 2 回審問

## (2) 令和5年(不)第1号事件

### 1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

### 2 請求する救済の内容の要旨

被申立人は、申立人が令和4年11月21日付けで申し入れた交渉事項についての団体交渉を拒否してはならない。

### 3 主張の要旨

#### (1) 申立人の主張

申立人が令和4年11月21日付け申入書により申し入れた団体交渉の開催要求に対する被申立人の対応が、労働組合法第7条第2号の団体交渉拒否に該当する。

#### (2) 被申立人の主張

申立人の申立てを棄却するとの命令を求める。

### 4 審査の経過

- 5. 1. 6 申立書受領
- 1. 11 審査開始決定
- 3. 23 第1回委員調査
- 4. 20 第2回委員調査
- 6. 1 第3回委員調査
- 7. 10 第4回委員調査(結審)
- 8. 24 第1回合議
- 9. 14 第2回合議
- 9. 27 第3回合議
- 10. 23 命令書交付(申立人及び被申立人)

# 命 令 書

申 立 人 X組合  
中央執行委員長 A 1

被 申 立 人 Y会社  
代表取締役 B 1

上記当事者間の群労委令和5年(不)第1号Y会社不相当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和5年9月27日第854回公益委員会議において、会長公益委員新井博、公益委員小暮俊子、同大河原真美、同小磯正康、同斎藤周が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

## 主 文

本件申立てを棄却する。

## 理 由

### 第1 事案の概要等

#### 1 事案の概要

本件は、申立人X組合(以下「申立人」という。)が、令和4年(2022年)11月21日付けの申入書によって、被申立人Y会社(以下「被申立人」という。)に対し、被申立人の従業員であったB2(以下「B2」という。)が勤務中に死亡したことについて、その勤務状況の説明等や被申立人従業員に対する安全配慮義務等を交渉事項とする団体交渉を申し入れたにもかかわらず、被申立人がこれに応じなかったことが、労働組合法(以下「労組法」という。)第7条第2号に該当する不相当労働行為であるとして、令和5年1月6日、当委員会に救済申立てがなされた事案である。

なお、同申入書には、申立人による団体交渉の開催要求は明示されていないが、当事者双方により団体交渉の申入書として理解されているため、同申入書

による申入れを、以下「本件団体申入れ」という。

### 2 請求する救済内容の要旨

被申立人は、申立人が令和4年(2022年)11月21日付けで申し入れた交渉事項についての団体交渉を拒否してはならない。

### 3 争点

- (1) 申立人は、労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者の代表者」に該当するか(争点1)。
- (2) 本件団体申入れに対し、被申立人が、B2が申立人の組合員であることの証明を求めてこれに応じなかったことが労組法第7条第2号の不相当労働行為に該当するか(争点2)。

## 第2 認定した事実

### 1 当事者

#### (1) 申立人

申立人は、平成30年6月23日に設立され、主に申立外C1会社(以下「C1会社」という。)及びその関連企業の労働者等で組織された労働組合である。本件申立時の組合員数は340名であり、結審時(令和5年7月10日)の組合員数は305名である。また、申立人の設立から結審時までの間において、被申立人に雇用されていた申立人の組合員は存在しない。

#### (2) 被申立人

被申立人は、肩書地に本店を置き、東京、横浜、八王子及び大宮の各地区に事業所を有する株式会社であり、鉄道車両の清掃、整備、入換業務等を主な目的としている。その従業員数は、結審時において1,428名である。なお、被申立人は、C1会社の子会社であり、高崎地区には事業所を有していない。また、被申立人には、社内組合であるC2組合(以下「C2組合」という。)が存在しており、B2は、死亡するまではC2組合に加入していた。

### 2 本件申立てまでの経緯

- (1) 令和4年9月29日、被申立人のB3事業所にて作業長として業務に従事していたB2が、業務中に死亡した。
- (2) 申立人は、令和4年(2022年)11月21日付けの申入書を被申立人宛て送付した。

その書面においては、「作業長として勤務していた当労組組合員B2氏」が業務中に虚血性心不全を発症し、死亡したことが指摘され、その要因や作業実態等を明らかにし、従業員の命と安全を守るために具体的な措置を早急に講ずる必要があるとして、以下のとおり被申立人に回答を求めた。

「1. Y会社B3事業所（以下、会社）における安全配慮義務として、従業員が抱える持病など就業上のリスク軽減措置及び対策について具体的に明らかにすること。

2. B2氏が定期健康診断において超高血圧であると診断されたことについて、会社が把握していたのか明らかにすること。

3. B2氏の2022年4月から9月の勤務表及び実績を明らかにすること。また、同期間における時間外労働の実績及び具体的な内容を明らかにすること。

4. 2022年9月29日のB2氏の始業点呼時における心身の状況及び、業務の足取りを明らかにすること。

5. B2氏が午後の業務開始から発見されるまでに約5時間を要した原因を明らかにすること。

6. B3事業所における作業長の作業マニュアル及び清掃作業者、当直長の作業マニュアルを明らかにすること。また、業務中における報告の有無と連絡手段を明らかにすること。

7. 2022年9月29日以降、会社がどのような安全配慮義務を講じたのか明らかにすること。

8. 単独作業によらない業務執行体制を整えること。また、健康リスクを抱える従業員に具体的な対策を講じること。

9. B2氏に対する労働災害申請の考え方を明らかにすること。」

(3) 令和4年11月29日ころから、申立人及び被申立人は、団体交渉の開催に関して複数回協議を行った。その中で、被申立人は、B2が被申立人に関する資料の提供を求めたが、申立人が何らかの資料を示したことはなかった。

(4) 同年12月20日、被申立人は、申立人に対し、B2が申立人に加入していた事実が確認できないことから、団体交渉に応じることができない旨を回答した。

(5) 令和5年1月6日、申立人は、当委員会に救済申立てを行った。

(6) なお、申立人は、令和4年（2022年）11月21日付けの申立書においては、B2を「当労組組合員」と記載し、本件救済申立てにおいてもB2が申立人の組合員であることを前提とした主張をしていたが、当委員会からの求釈明により、B2は生前に申立人に加入したことはなく、相続人の意向を踏まえて死後に「事後加入」したとの趣旨であることが判明した。

### 第3 判断

#### 1 争点1（申立人は、労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者の代表者」に該当するか。）

(1) 申立人の主張の要旨

ア B2は、亡くなった時点では申立人に加入していなかったが、法定相続人を含めた遺族の意向を踏まえ、B2の「事後加入」を申立人が認められたため、本件団交申入れ時点においては、申立人の組合員であるといえる。B2の「労働条件改善を期待する権利（期待権）」（以下「期待権」という。）は相続人に継承され、この期待権の中には労働条件を十全なものとするためにあらゆる方策を選択する権利が含まれるべきであるところ、B2の相続人はB2の組合加入を選択しているのだから、B2は申立人の組合員であるといえ、したがって、申立人は、労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者の代表者」に該当する。

イ 被申立人のB2の遺族に対する対応は十分でなく、申立人は遺族の思いを実現するために団体交渉を申し入れており、法的な要件のみにとらわれべきではない。

ウ 本件をきっかけに将来的に申立人に加入する被申立人従業員が増えることが見込まれ、また、被申立人はC1会社からの出向先であることから、申立人の組合員が被申立人で就労する可能性が十分ある。

(2) 被申立人の主張の要旨

ア 自然人が死後に意思表示を含む法律行為をなし得ないことは自明であり、申立人のB2が「事後加入」したという主張は、B2の遺族が申立人に加入した事実を述べるものと理解するほかなく、また、申立人の期待権に係る主張についても何ら根拠がない。B2は被申立人在籍時に申立人に加入しておらず、また、被申立人の従業員中に申立人の組合員が一人も存在していないことから、申立人は、労組法第7条第2号の「使用者が雇用

「使用者が雇用する労働者の代表者」に該当しないと判断されたことから、争点2について判断する必要はないが、争点として整理したため念のため検討することとする。）

(1) 被申立人の主張の要旨

B2は、被申立人在籍時に、C2組合の組合員であることは明らかにしていたが、申立人に加入したことを明らかにしたことはなかった。また、被申立人の従業員中に申立人の組合員が一人も存在しないことから、B2の申立人への加入の事実を合理的に確認、把握し得ない状態において、本件団交申入れに係る交渉事項が義務的団交事項に該当するかを判断するためにも、被申立人が、B2が申立人の組合員であることの証明を求め、団体交渉に応じなかったことには、正当な理由がある。

(2) 申立人の主張の要旨

被申立人の主張は争う。

(3) 当委員会の判断

ア 本件団交申入れについて、被申立人はB2が被申立人に在籍していた間に申立人の組合員であったことがわかる資料の提示を求め、申立人はこれに応じることなく、当事者間で団体交渉が開催されていないことについては争いがない（前記第2の2（3）及び（4））。

被申立人は、申立人に対してB2が組合員であることの証明を求めて団体交渉に応じなかったことには正当な理由があると主張するため、この点について以下検討する。

イ 前記（1）のとおり、被申立人は、B2はC2組合の組合員であることを明らかにしていたが、申立人に加入したことを明らかにしたことはなかったと主張している。客観的にB2が生前には申立人に加入してはいなかったことが判明している（前記第2の2（6））から、被申立人の主張する事実を認めることができる。また、被申立人に雇用されている申立人の組合員が存在しないこと（前記第2の1（1））から、被申立人がB2の申立人への加入の有無を把握することは困難であったものといえる。

ウ 団体交渉は、使用者とその雇用する労働者の属する労働組合との間で行われるものであるから、以上の状況において、団体交渉に応ずべきかについて被申立人が申立人に対し、B2が申立人の組合員であることの確認を求めたのは合理的な対応であるといえる。

する労働者の代表者」に該当しない。

イ 被申立人は遺族に真摯に対応しており、また、労働委員会には労組法第7条の要件該当性を離れて救済命令を発する裁量は存しない。

(3) 当委員会の判断

ア 労組法第7条第2号において規定する「使用者が雇用する労働者の代表者」とは、「現に使用者と雇用関係にある労働者の代表者」を意味し、労働組合がそれに該当する。しかし、本件ではB2は死亡前に申立人に加入したことがないことは前記認定事実のとおりであり、また、被申立人の従業員の中には申立人の組合員が存在しないことが認められる（前記第2の1（1）及び2（6））。したがって、申立人は、労組法第7条第2号に規定する「使用者が雇用する労働者の代表者」に該当するとはいえない。

イ なお、申立人は、B2の法定相続人を含めた遺族の意向を踏まえ、B2の「事後加入」を申立人が認めたため、B2は申立人の組合員であると主張し、その根拠として、B2の期待権を相続人が継承し、B2の組合加入という選択をしたと主張する。

しかしながら、労働組合に加入するという行為の効力は、組合と加入しようとする者との間で意思の合致することにより生じるものであるところ、死後にそのような法律行為をすることはできないことは明らかであり、B2は、その死後に申立人に加入することはできない。

よって、申立人の主張を認めることはできない。

ウ また、申立人は、法的な要件のみにとらわれることなく被申立人は団体交渉に応じるべきと主張するが、労働委員会は、労組法第7条に定める要件から離れて判断できるといような裁量権は有しておらず、申立人の主張は失当である。

エ さらに、申立人は、将来的に申立人の組合員が被申立人で就労する可能性がある等主張するが、申立人の設立から結審時までの間に被申立人に所属していた組合員は存在しない状況において、申立人を「使用者が雇用する労働者の代表者」と認めるに足る事情は見当たらない。

2 争点2（本件団交申入れに対し、被申立人が、B2が申立人の組合員であることの証明を求めてこれに応じなかったことが労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するか。）（なお、争点1において申立人が労組法第7条第2号

しかるに、申立人は、真にB2が加入していたなら、加入時に作成するであろう各種文書や組合費の支払の状況がわかるものなどを開示すれば容易にその証明ができるにもかかわらず、全くそのような行動をとっていない。

これらの事情の下では、本件団交申入れに被申立人が応じなかったことには正当な理由があったと認められる。

### 3 結論

以上とおり、本件団交申入れの時点で申立人が被申立人との関係において「使用者の雇用する労働者の代表者」であったとはいえず、また、本件団交申入れを被申立人が拒んだことには正当な理由があったといえることから、被申立人が本件団交申入れに応じなかったことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しない。

### 第4 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

令和5年9月27日

群馬県労働委員会  
会長 新井 博

### (3) 令和5年(不)第2号事件

#### 1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

#### 2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 組合員 A あて交付した指導書を撤回すること。
- (2) 組合員 A に対する組合差別・パワーハラスメントにより、組合員 A が適応障害を発症したことを謝罪し、休職中の収入の減額分について補償すること。
- (3) 陳謝・誓約文の掲示を行うこと。
- (4) 当委員会への履行報告を行うこと。

#### 3 主張の要旨

##### (1) 申立人の主張

被申立人の次の行為は、労働組合法第7条第3号に該当する。

ア 被申立人内設置委員会を利用したパワーハラスメント・組合弱体化

イ 従業員及び利用者家族が閲覧する改善計画書に組合員 A を元職員と記載した行為

ウ 組合員 A に差別的に指導書を交付した行為

エ 被申立人内会議において、組合員 A の診断書と休職届を回覧する等更なる責任追及をあおる行為

オ 組合員 B に対し、指導のため配置転換、パワーハラスメント及びいじめを企図していたこと。

##### (2) 被申立人の主張

いずれも認められない。

#### 4 審査の経過

5.2.13 申立書受領

2.14 審査開始決定

4.18 第1回委員調査(令和4年(不)第1号事件に併合決定)

(4) 令和5年(不)第3号・第4号・第5号併合事件

1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

2 請求する救済の内容の要旨

(1) 令和5年(不)第3号事件

- ア 就業規則、賃金規程、36協定書その他現在有効な労使協定書を交付すること。
- イ 謝罪・誓約文の交付及び掲示を行うこと。
- ウ 文書による当委員会への履行報告を行うこと。

(2) 令和5年(不)第4号事件

- ア 令和4年11月28日に改正された就業規則の無効を確認すること。
- イ 組合員A1及びA2に対する懲戒審査及び自宅待機命令の撤回及び謝罪を行うこと。
- ウ 組合員A1及びA2に対する配転の撤回及び謝罪を行うこと並びに原職へ復帰させること。
- エ 組合員A1及びA2に対する配転によって生じた不利益対して補償すること。
- オ 被申立人とB1所長による組合員A1に対する刑事告訴を取り消すこと。
- カ B1所長による組合員A1に対する損害賠償請求訴訟を取り下げること。
- キ 謝罪・誓約文の交付及び掲示を行うこと。
- ク 文書による当委員会への履行報告を行うこと。

(3) 令和5年(不)第5号事件

- ア 組合員A2に対する「訓戒」の懲戒処分を撤回すること。
- イ 組合員A1に対して本来支払われたであろう残業代を支払うこと。
- ウ 謝罪・誓約文の交付及び掲示を行うこと。
- エ 文書による当委員会への履行報告を行うこと。

3 主張の要旨

(1) 申立人の主張

ア 令和5年(不)第3号事件

- (ア) 被申立人が申立人に対する就業規則、賃金規定、労使協定書等の交付を拒んでいることは、労働組合法第7条第2号の不誠実交渉に該当する。
- (イ) B1所長らが、令和4年11月28日から6回にわたり、組合員A1の点検作業のビデオ撮影を行ったことは、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当す

る。

(ウ) 申立人が令和5年1月9日及び10日にB2営業所前で行ったビラ配布に関して、被申立人従業員が同月9日に組合員A1を除く他の従業員に対して事情聴取を行ったことは、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する。

(エ) 令和5年2月6日付けで、被申立人が申立人に対して、申立人がどのように上記(ウ)の事実を把握したのか説明を求めたことは、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する。

(オ) 申立人が、賠償反則金の賃金控除に関する手続上の不備及び無効を主張したことに對して、令和5年2月6日付けで、被申立人が、返金をする場合は返金後に適正な損害賠償請求を行う旨を回答したことは、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する。

#### イ 令和5年（不）第4号事件

(ア) 組合員A1の令和4年11月18日付けの組合加入通告後に、申立人が必要な手続を行わずに就業規則の懲戒規定等を改ざんしたことは、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する。

(イ) 組合員A1及びA2について、組合活動を理由として懲戒処分の審査を開始し、令和5年3月24日付けで自宅待機命令を発したことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不利益取扱い及び支配介入に該当する。

(ウ) 令和5年5月26日付けで、組合員A1及びA2に配置転換を命じたこと並びに令和5年4月にB1所長が従業員に陳情書を提出させたことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不利益取扱い及び支配介入に該当する。

(エ) B1所長が、令和5年5月19日付けで組合員A1に対して侮辱・名誉毀損による損害賠償請求訴訟を提起したこと並びに被申立人及びB1所長が、侮辱罪・名誉毀損罪で組合員A1を刑事告訴したことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不利益取扱い及び支配介入に該当する。

#### ウ 令和5年（不）第5号事件

(ア) 組合員A2に対して、令和5年7月27日付けで「訓戒」の懲戒処分としたことは、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに該当する。

(イ) 組合員A1の令和4年11月18日付け組合加入通告以降、組合員A1に対して、残業をさせない配車・業務を行わせて残業代を支払っていないことは、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに該当する。

#### (2) 被申立人の主張

申立人のいずれの申立ても棄却するとの命令を求める。

## 4 審査の経過

5. 2.14 申立書受領

2.15 審査開始決定

4.28 第1回委員調査

6.12 第2回委員調査

- 7.27 第3回委員調査
- 9. 4 第4回委員調査（令和5年（不）第4号事件及び同第5号事件を併合決定）
- 10. 2 第5回委員調査
- 10.26 令和5年（物件）第1号事件申立書受領
- 11. 6 第6回委員調査
- 12.18 第7回委員調査

(5) 令和5年(不)第4号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 令和4年11月28日に改正された就業規則の無効を確認すること。
- (2) 組合員A1及びA2に対する懲戒審査及び自宅待機命令の撤回及び謝罪を行うこと。
- (3) 組合員A1及びA2に対する配転の撤回及び謝罪を行うこと並びに原職へ復帰させること。
- (4) 組合員A1及びA2に対する配転によって生じた不利益対して補償すること。
- (5) 被申立人とB1所長による組合員A1に対する刑事告訴を取り消すこと。
- (6) B1所長による組合員A1に対する損害賠償請求訴訟を取り下げること。
- (7) 謝罪・誓約文の交付及び掲示を行うこと。
- (8) 文書による当委員会への履行報告を行うこと。

3 主張の要旨

(1) 申立人の主張

- ア 組合員A1の令和4年11月18日付けの組合加入通告後に、申立人が必要な手続を行わずに就業規則の懲戒規定等を改ざんしたことは、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する。
- イ 組合員A1及びA2について、組合活動を理由として懲戒処分の審査を開始し、令和5年3月24日付けで自宅待機命令を発したことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不利益取扱い及び支配介入に該当する。
- ウ 令和5年5月26日付けで、組合員A1及びA2に配置転換を命じたこと並びに令和5年4月にB1所長が従業員に陳情書を提出させたことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不利益取扱い及び支配介入に該当する。
- エ B1所長が、令和5年5月19日付けで組合員A1に対して侮辱・名誉毀損による損害賠償請求訴訟を提起したこと並びに被申立人及びB1所長が、侮辱罪・名誉毀損罪で組合員A1を刑事告訴したことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不利益取扱い及び支配介入に該当する。

(2) 被申立人の主張

申立人のいずれの申立ても棄却するとの命令を求める。

#### 4 審査の経過

5. 7.14 申立書受領

7.18 審査開始決定

9. 4 第1回委員調査（令和5年（不）第3号事件に併合決定）

(6) 令和5年(不)第5号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 組合員A2に対する「訓戒」の懲戒処分を撤回すること。
- (2) 組合員A1に対して本来支払われたであろう残業代を支払うこと。
- (3) 謝罪・誓約文の交付及び掲示を行うこと。
- (4) 文書による当委員会への履行報告を行うこと。

3 主張の要旨

(1) 申立人の主張

ア 組合員A2に対して、令和5年7月27日付けで「訓戒」の懲戒処分としたことは、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに該当する。

イ 組合員A1の令和4年11月18日付け組合加入通告以降、組合員A1に対して、残業をさせない配車・業務を行わせて残業代を支払っていないことは、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに該当する。

(2) 被申立人の主張

申立人のいずれの申立ても棄却するとの命令を求める。

4 審査の経過

5. 7. 31 申立書受領

8. 1 審査開始決定

9. 4 第1回委員調査(令和5年(不)第3号事件に併合決定)

(7) 令和5年(不)第6号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 組合員AないしEに対する配置転換命令を撤回し、原職に復帰させること。
- (2) 組合執行委員の組合員Aに対し、配置転換から原職もしくは原職に復帰させるまでの間の手当相当額等を支払うこと。
- (3) 団体交渉について誠実に交渉に応じること。
- (4) 配置転換命令等により支配介入しないこと。
- (5) 陳謝・誓約文の掲示を行うこと。

3 主張の要旨

(1) 申立人の主張

- ア 被申立人が組合員AないしEに対する配置転換命令は、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する。
- イ 団体交渉における被申立人の対応は不誠実であり、労働組合法第7条第2号に該当する。

(2) 被申立人の主張

申立てを全て棄却するとの命令を求める。

4 審査の経過

5.10.18 申立書受領、審査開始決定

(8) 令和5年(不)第7号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 社内便の使用禁止を解除すること。
- (2) 誓約書を作成すること。
- (3) 新聞に謝罪文を掲載すること。

3 主張の要旨

(1) 申立人の主張

被申立人が、令和5年10月27日に、申立人に対して、社内便の使用を禁止したことが、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する。

(2) 被申立人の主張

(R5.12.31時点で、答弁書未提出)

4 審査の経過

- 5.12.14 申立書受領
- 12.18 審査開始決定

#### 4 審査の期間の目標及び実施状況

##### (1) 審査の期間の目標

1年3か月

##### (2) 審査の実施状況

令和5年の係属・終結件数

係属件数			終結件数		繰越件数
繰越	新規	計		平均処理日数	
1件	7件	8件	1件	291日	7件

#### 第2節 行政訴訟事件等

令和5年において、初審命令に対する再審査申立て及び初審命令・再審査命令に対する行政訴訟に該当する事件はない。

### 第3節 労働組合の資格審査

#### 1 労働組合資格審査の概要

令和5年の係属状況は11件であり、うち1件が前年からの繰越し、10件が新規である。係属事由の内訳としては、3件が委員推薦、8件が不当労働行為救済申立てに伴うものである。

処理状況は、適格が4件であり、残り7件は、翌年への繰越しとなっている。

#### 2 係属事由別取扱状況

取扱状況 係属事由	係属件数			処 理 件 数					翌年へ繰越
	前年 から 繰越	新規	計	適格	不適格	取下	打切	計	
委員推薦		3	3	3				3	
不当労働行為救済申立て	1	7	8	1				1	7
法人登記									
協約拡張適用									
総会決議									
計	1	10	11	4				4	7

## 第4節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定・告示

### 1 認定・告示の概要

認定・告示は、地方公営企業又はその労働組合からの申出により、使用者の利益代表者の範囲を労働委員会で認定し、告示する制度である。

令和5年中の取扱件数は、次表のとおり新規1件である。

申出者	申出年月日	申出理由	手続開始 年月日	認定年月日	告示年月日 告示番号
群馬県企業管理者	5.4.20	職の廃止	5.5.25	5.5.25	5.6.6 第3号

### 2 告示内容

#### ◎群馬県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、群馬県企業局の職員が結成し、又は加入する群馬県企業局労働組合について、群馬県企業局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和5年5月25日次の表のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定の告示（令和4年群馬県労働委員会告示第2号）は、廃止する。

令和5年6月6日

群馬県労働委員会会長 新井 博

県 庁	企業局長、技監、参事、課長、室長、主監、電気保安監、次長（主として人事及び労働関係を担当する次長に限る。）、総務課総務係長、経営戦略課財政係長及び総務課において人事又は労働関係の事務を担当する職員
地域機関	所長、部長及び次長（主として人事及び労働関係を担当する次長に限る。）